仕　様　書

１　委　託　名　令和８年度不法投棄等防止監視業務委託

２　委 託 期 間　令和８年６月１日から令和９年３月３１日まで

３　委 託 内 容

千葉市内のごみステーションのうち、特に重点的に監視が必要な箇所において立哨監視を行い、地域外からの持ち込みや、排出時間や分別区分のルール違反などの不適切な排出（以下、「不法投棄等」という。）が行われないように警告するとともに、実行行為を確認した際の指導及び摘発に向けた証拠保全を行う。

また、監視場所に不法投棄等により投棄された物（以下、「不法投棄物等」という。）について、速やかに発注者へ報告することにより、ごみステーションの環境美化を行う。

実施場所、実施時間及び回数等、詳細は次のとおりとする。

（１）実施場所

発注者が指定した市内のごみステーションで立哨監視を行う（年間合計５７箇所）。また、発注者は事前に実施場所及び重点的に監視すべき事項に関して受注者へ通知する。

なお、監視対象とするごみステーションについては、必要に応じて発注者が見直しを行い、実施箇所を変更する場合がある。この場合、発注者は受注者に対し、事前に通知するものとする。

（２）実施時間及び回数

ア　実施時間

（A）１８時から２４時、（B）１８時から３時、（C）３時から８時のいずれか発注者が指定した時間帯とし、それぞれを１回とする。なお、（B）の時間帯に実施する場合は、実施時間内に１時間の休憩時間をとること。休憩は、従事者２名がそれぞれ１時間ずつ、交代で取得するものとする。

イ　実施回数

上記３（１）で指定した５７箇所のごみステーションにおいて、（A）～（C）の各時間帯で２回、延べ３４２回実施する。

ウ　実施日

原則として、上記３（１）で指定したごみステーションごとに発注者が指示する分別区分の収集日（以下、「収集日」という。）とし、（A）

及び（B）の時間帯の開始時間は収集日前日、（C）の時間帯の開始時間は収集日当日とする。

なお、各ごみステーションにおける実施日については、本仕様書で定める実施条件に基づき、受注者が設定するものとする。

（３）監視指導体制

監視及び指導は２人１組で行う。

（４）監視指導業務内容

ア　ごみステーション到着時、現況を写真撮影し、不法投棄物等を探索する。不法投棄物等を発見した場合、品目及び量が分かるように写真撮影する。

イ　監視中は、１時間ごとに、監視場所及び撮影時刻が分かるよう、ごみステーションの状況を写真撮影する。

ウ　不法投棄等実行行為を確認した時は、指導及び摘発に向け、証拠保全のため、行為者の実行状況が分かるように、ビデオカメラ等により車両ナンバー等を撮影した後、行為者に対し、発注者の発行物等を配布して指導を行い、不法投棄物等を持ち帰るように指示する。

エ　受注者は撮影用のカメラ、ビデオカメラ、その他「７　発注者が提供する物品等」に記載の提供物品以外で業務に必要な物品等を準備するものとする。

オ　発注者は、必要に応じて受注者に対し業務内容について指示することが出来る。

４　報　　告

以下に指定する報告書を作成する。

（１）不法投棄等防止監視業務日報（様式１）

１回の業務完了毎に作成し、翌月１０日までに報告する。ただし、３月分については３月３１日までに報告する。

（２）不法投棄等防止監視業務完了報告書（様式２）

毎月の業務完了毎に作成し、翌月１０日までに報告する。ただし、３月分については３月３１日までに報告する。

（３）不法投棄等防止監視業務月報（様式３－１・２・３・４・５・６）

写真及び動画等資料を保存したDVD-ROM等の電子媒体を添付し、翌月１０日までに報告する。ただし、３月分については３月３１日までに報告する。また、写真及び動画等資料については撮影日時が分かるようにすること。

（４）不法投棄等防止監視業務委託従事者報告書（様式４）

従事者が決定次第、遅延なく、その氏名及び住所等を報告すること。ま

た、従事者を変更した場合も同様とする。

（５）不法投棄物等処理依頼票（様式５）

立哨監視において発見した不法投棄物等については、当該ごみステーションを管轄する環境事業所において回収するため、品名や状況等を記入し、該当物の写真と併せて速やかに発注者及び管轄の環境事業所に電子メールで提出すること。（実施日の翌日まで）

（６）従事者研修実施状況報告書（様式６）

各従事者に対し、業務開始前に、本市のごみ排出ルール等について研修を行い、その状況について発注者に提出すること。また、業務開始後であっても、ごみ排出ルールの変更等あった場合は、その都度研修を行うこと。

５　遵守事項

（１）守秘義務

受注者は、本業務に関して知り得た内容について他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（２）諸法令の遵守

受注者は、諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用等運用については、受注者の責任と費用負担において行うものとする。

（３）業務に伴う遵守事項

ア　服装に関すること

本業務に従事する際には、制服（警備服、制帽及び夜間安全帯等）を着用すること。

イ　発注者が貸与する物品に関すること

（ａ）本業務に従事する者に対して、本受注業務従事者であることを示す腕章及び身分証明書を貸与する。従事者は業務の際、常時腕章を着用すること。また、常時身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示すること。

（ｂ）発注者が貸与する腕章及び身分証明書により、法的根拠に基づく立入検査の権限を付与するものではないので、注意すること。また、腕章及び身分証明書の再貸与はしないので紛失しないように厳重に管理保管し、本業務が終了次第、直ちに返還すること。

ウ　自動車の使用に関すること

交通法規を遵守し、事故や近隣への迷惑等に十分注意するとともに、駐車違反等を行うことのないようにすること。

（４）その他

業務の実施にあたっては、自身の危険回避に十分留意するとともに悪

質な違反行為を受けた場合には、速やかに発注者に報告すること。また、安全を害するおそれがある場合や犯罪行為が疑われる場合は、警察へ通報したうえで、速やかに発注者へ報告すること。

6　受注者の経費負担

本委託業務を遂行するための人員の調達及び自動車使用のための駐車等実務実施に係る経費は、全て受注者が負担するものとする。

7　発注者が提供する物品等

発注者は本業務委託に関して下記の物品等を提供する。

（1）実施ごみステーション位置図
（2）腕章〔貸与〕
（3）身分証明証〔貸与〕
（4）千葉市家庭ごみと資源物の出し方一覧表
（5）千葉市事業所ごみ分別排出ガイドブック

8　その他

（1）本業務の従事者に対し、事前に前項の物品等を配布し、千葉市のごみの出し方に関する基本的な知識を習得させるとともに、業務内容の周知徹底を図ること。
（2）業務に関する疑義、実務上生じた問題点等については、随時発注者に協議及び相談することとする。
（3）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上決定することとする。
（4）支払については、別紙のとおり月払いとする。

様式１

不法投棄等防止監視業務日報

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

番号	実施場所	従事者名（自署）	従事時間
		①	～
		②	～

実施日	年　　月　　日（　　）	分別区分	可燃ごみ　不燃ごみ　びん・缶　古紙　木の枝 有害ごみ　ペットボトル　布類　刈り草・葉
実施時間	(A)18時から24時　(B)18時から3時　(C)3時から8時		

到着時	排出量	袋	不法投棄物等	□ 有 □ 無	詳細	

選択項目	啓　発	①前日の排出　②その他
	指　導	③収集日が違う排出　④分別不徹底の排出　⑤指定容器以外での排出　⑥ごみSTに出せない物の排出　⑦事業所ごみの排出　⑧その他

時　間	排出量	啓発（人）			指導（人）							備　考
		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計	
～　時	袋											
～　時	袋											
～　時	袋											
～　時	袋											
～　時	袋											
～　時	袋											
～　時	袋											
～　時	袋											
～　時	袋											
計	袋											休憩時間（実施時間（B）の場合）　：　～　：

様式２

不法投棄等防止監視業務完了報告書
（　　年　　月実施分）

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

受託者　名　　称

代表者名　　印

貴市からの受託業務である「令和８年度不法投棄等防止監視業務委託」を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

１ 契約期間　　令和8年6月1日 から 令和9年3月31日まで

２ 業務完了年月日　　年　　月　　日（ ）

３ 契約金額　　金　　円(税込)

４ 業務実施時間

定点監視	時間
その他研修等	時間
合計	時間

５ 従事者

様式３－１

不法投棄等防止監視業務月報（概要）

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

受託者

住所

氏名

年　月分の令和8年度不法投棄等防止監視業務委託について、以下のとおり報告します。

実施日数		日	実施ステーション数		箇所

	実施回数		啓発人数		指導人数	
可燃ごみ		回		人		人
不燃ごみ/有害ごみ		回		人		人
びん・缶・ペットボトル		回		人		人
古紙/布類		回		人		人
木の枝・刈り草・葉		回		人		人
計		回		人		人

備考	

様式３－２

不法投棄等防止監視業務月報（可燃ごみ）

（あて先）千葉市長

年　　月　　日

時　間	実施時間（A）　実施回数：　　回											実施時間（B）　実施回数：　　回										
	排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）						
		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
18～19時	袋											袋										
19～20時	袋											袋										
20～21時	袋											袋										
21～22時	袋											袋										
22～23時	袋											袋										
23～24時	袋											袋										
24～ 1時												袋										
1～ 2時												袋										
2～ 3時												袋										
3～ 4時																						
4～ 5時																						
5～ 6時																						
6～ 7時																						
7～ 8時																						
計	袋											袋										

時　間	実施時間（C）　実施回数：　　回										
	排出量	啓発（人）			指導（人）						
		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
18～19時											
19～20時											
20～21時											
21～22時											
22～23時											
23～24時											
24～ 1時											
1～ 2時											
2～ 3時											
3～ 4時	袋										
4～ 5時	袋										
5～ 6時	袋										
6～ 7時	袋										
7～ 8時	袋										
計	袋										

様式3－3

不法投棄等防止監視業務月報（不燃ごみ/有害ごみ）

（あて先）千葉市長

年　　月　　日

時　間	実施時間（A）　実施回数：　　回											実施時間（B）　実施回数：　　回											実施時間（C）　実施回数：　　回										
	排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）						
		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
18～19時	袋											袋																					
19～20時	袋											袋																					
20～21時	袋											袋																					
21～22時	袋											袋																					
22～23時	袋											袋																					
23～24時	袋											袋																					
24～ 1時												袋																					
1～ 2時												袋																					
2～ 3時												袋																					
3～ 4時																							袋										
4～ 5時																							袋										
5～ 6時																							袋										
6～ 7時																							袋										
7～ 8時																							袋										
計	袋											袋											袋										

様式３－４

不法投棄等防止監視業務月報（びん・缶・ペットボトル）

（あて先）千葉市長

年　　月　　日

時　間	実施時間（A）　実施回数：　　回											実施時間（B）　実施回数：　　回											実施時間（C）　実施回数：　　回										
	排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）						
		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
18～19時	袋											袋																					
19～20時	袋											袋																					
20～21時	袋											袋																					
21～22時	袋											袋																					
22～23時	袋											袋																					
23～24時	袋											袋																					
24～ 1時												袋																					
1～ 2時												袋																					
2～ 3時												袋																					
3～ 4時																							袋										
4～ 5時																							袋										
5～ 6時																							袋										
6～ 7時																							袋										
7～ 8時																							袋										
計	袋											袋											袋										

様式３－５

不法投棄等防止監視業務月報（古紙/布類）

（あて先）千葉市長

年　　月　　日

時　間	実施時間（A）　実施回数：　　回											実施時間（B）　実施回数：　　回											実施時間（C）　実施回数：　　回										
	排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）						
		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
18～19時	袋											袋																					
19～20時	袋											袋																					
20～21時	袋											袋																					
21～22時	袋											袋																					
22～23時	袋											袋																					
23～24時	袋											袋																					
24～ 1時												袋																					
1～ 2時												袋																					
2～ 3時												袋																					
3～ 4時																							袋										
4～ 5時																							袋										
5～ 6時																							袋										
6～ 7時																							袋										
7～ 8時																							袋										
計	袋											袋											袋										

様式３－６

不法投棄等防止監視業務月報（木の枝・刈り草・葉）

（あて先）千葉市長

年　　月　　日

時　間	実施時間（A）　実施回数：　　回											実施時間（B）　実施回数：　　回											実施時間（C）　実施回数：　　回										
	排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）							排出量	啓発（人）			指導（人）						
		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計		①	②	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
18～19時	袋											袋																					
19～20時	袋											袋																					
20～21時	袋											袋																					
21～22時	袋											袋																					
22～23時	袋											袋																					
23～24時	袋											袋																					
24～ 1時												袋																					
1～ 2時												袋																					
2～ 3時												袋																					
3～ 4時																							袋										
4～ 5時																							袋										
5～ 6時																							袋										
6～ 7時																							袋										
7～ 8時																							袋										
計	袋											袋											袋										

様式４

不法投棄等防止監視業務委託従事者報告書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

受託者　名　　称

代表者名　　印

令和８年度不法投棄等防止監視業務委託の従事者について、下記のとおり報告します。

記

No	フリガナ 氏　名	住　所	電話番号	性別	年齢	勤務開始日

不法投棄物等処理依頼票（様式５）

受付No.

発見年月日	年　月　日（　）	〔頁・位置〕	P	―	
分別区分	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	びん・缶 ペットボトル	古紙 布類	木の枝 刈り草・葉

投棄場所	中央区・美浜区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 1．一般ステーション　2．専用ステーション　3．その他

品名								
自転車・バイク		台	塗色		警察確認	有・無		
テレビ		衣装ケース		布　団		照明器具		
冷蔵庫		暖房器具		ベッド		無分別ごみ		
洗濯機		扇風機		テーブル				
冷凍庫		掃除機		イ　ス				
エアコン		電子レンジ		座椅子				
パソコン		ガステーブル		じゅうたん・カーペット				

状況・写真	（例　到着時すでに上記品目がごみステーションに不法投棄されていた。別添の写真のとおり）

（市使用欄）

処理	依頼日	年　月　日	回収予定日	年　月　日
	依頼先	□　中央・美浜環境事業所	□　花見川・稲毛環境事業所	□　若葉・緑環境事業所

様式６

不法投棄等防止監視業務委託従事者研修実施状況報告書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

受託者　名　　称

代表者名　　印

令和８年度不法投棄等防止監視業務委託の研修実施状況について、下記のとおり報告します。

記

No	フリガナ 氏　名	性別	年齢	研修実施日	勤務開始日